

企業の農業参入現地視察ツアー企画・実施に関する業務委託仕様書

1 事業の目的

本事業は、宮崎県への農業参入を検討している企業に対し、当県の農業の現状、潜在力、地域特有の栽培環境、企業参入支援策等を具体的に理解してもらうための現地視察ツアーを企画・実施することにより、企業の参入意欲を醸成し、将来的な当県への農業参入を促進する。

2 業務の名称

企業の農業参入現地視察ツアー企画・実施に関する業務

3 対象者

宮崎県で農業参入を検討している県内外の企業

※5社程度を想定するが、応募企業の提案に基づき調整を検討。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 ツアー実施期間

令和8年1月頃（2日程度）

6 業務内容

受注事業者は、本事業の目的を達成するため、以下の業務を企画・実施するものとする。

(1) 企業向け農業参入現地視察ツアーの企画立案

① ツアーコンセプトの策定

宮崎県の農業の魅力、企業参入のメリット、成功事例等を効果的に伝えるコンセプトを設定すること。単なる視察に終わらず、参加企業が具体的な参入を検討できるような内容とすること。

② 視察対象候補地の選定及び調整

企業の視点から関心が高いと想定される宮崎県内の農業法人等を県と協議の上選定し、視察に係る事前調整を行うこと。）

③ ツアープログラムの作成

ツアー日程、移動手段、宿泊場所（宿泊を伴う場合）、視察内容、講話・説明内容等を具体的に記載するものとし、企業の視察ニーズや関心事項を踏まえたプログラムを作成すること。

（具体例）

1日目：宮崎県内の農業法人等への視察。

2日目：市町村による企業の農業参入に関するプレゼンテーション、個別相談会、農地情報の提供、既参入企業との交流機会（座談会、意見交換会など）等。

④ 参加者募集方法の検討及び実施

参加者募集にあたっては、企業への効果的なアプローチ方法（広報媒体の選定、企業団体との連携、個別アプローチ等）を具体的に提案し、募集活動を実施すること。

また、募集あたっては、案内フライヤーを作成し、令和7年9月末日までに納品すること。

⑤ ツアー後のアンケートの実施及び収集・分析

⑥ その他、ツアー実施に必要な企画全般

(2) ツアーの実施運営

① 参加者の募集・受付業務

ツアー参加者の募集、申込み受付、参加者リスト作成、参加者への事前案内等の業務を行うこと。(参加費徴収の要否については、提案にて検討すること)

② ツアー実施運営全般

ツアー当日の進行管理、安全管理、参加者への情報提供、関係者(視察先、協力団体等)との連携・調整等、円滑なツアー実施に必要な運営業務全般を行うこと。

③ 広報活動への協力

ツアーの実施内容や成果を、宮崎県のウェブサイトや広報誌等で公開できるよう、写真や動画等の素材提供に協力すること。

7 成果品等

業務完了後、次に掲げる成果品を提出すること。

なお、成果品の取りまとめにあたっては、宮崎県と十分な調整を行うこと。

(1) 業務完了報告書

ツアー実施状況の詳細(プログラム実績、参加企業リスト、視察先での質疑応答概要、交流会での内容等)、ツアー実施における課題と改善提案等。

(2) 参加者アンケート

生データ及び集計結果とすること。

(3) 広報用写真

ツアー中の様子がわかる写真(各プログラムで3枚程度)とすること。

(4) 著作権

本業務の成果品の著作権は、県に帰属する。

8 委託事業に関する経費の支払い方法及び管理等

(1) 委託料は、実績確定後精算払により支払う。

(2) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

① 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費(成果物作成に必要不可欠なものは除く)

② 打合せ時等での食糧費

③ 租税公課(消費税及び地方消費税は除く)

(3) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(4) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

① 金銭出納簿等の会計関係帳簿

② 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類

③ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

④ その他、協議の上、必要と認められる書類。

9 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定すること。

また、委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者

等の第三者から事業執行や予算の執行、又は業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮すること。

万一、批判やトラブルが発生したときは、速やかに宮崎県に報告し、問題の解決にあたること。

なお、本業務の実施によって生じた損害等について、契約上受託者が責任を負うべき範囲において、宮崎県は一切の責任を負わないものとする。